

手話を広める知事の会 会則

(名称)

第1条 本会は、手話を広める知事の会という。

(目的)

第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話施策の推進を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 手話言語を全国に広げるための事業
- (2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する都道府県知事とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。
- 4 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。
- 5 役員に欠員が生じたときは、役員の合議により補充役員を選出することができる。
- 6 役員の任期は、就任後初めて開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。
- 3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、適宜必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の属する都道府県が担当する。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和年7年1月7日から施行する。